ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会
連絡先：練馬区 練馬1−16−16−101
サポートねりま内
TEL　03-3994-2088
E-mail : support@nerimaunion.org
HP : www.nerimaunion.or/

原水禁 71 ヒロシマ大会（親子スタディツアー）に参加して

「核廃絶」の実現にむけて世界に訴え続け、闘いつづける！

８月４日より、原水禁広島大会に練馬ユニオンとして参加してきました。

親子スタディツアーという取組で４歳から大学４年生のお子さんも含め、東京総勢６４名（子供１８名）の参加でした。原爆投下の悲惨さ、戦争の悲惨さが風化されようとしている今日において親子・家族で参加されている人々がいることに感動し、元気をもらいました。

１日目は、爆心地の島外科病院前から原爆ドームをはじめ、碑めぐり（本川小学校、韓国原爆被害者慰霊碑、原爆供養塔、貞子の像等）そして、平和記念資料館を見学しました。オバマ大統領は、資料館は閲覧しませんでした。地元では「岩国基地のアメリカ兵の慰労激励に時間をかけた」のであって「オバマは広島の人間の臭い、痛みも感じなかった。」という声があると聞き、まったくその通りだと思いました。核兵器廃絶のメッセージは発されても具体案は何も示しませんでした。核のスイッチの入ったバッグを持参した形での訪問。オバマ大統領の「私が生きている間には核廃絶は実現できないかもしれないが…」というメッセージに被爆者の方が「これからだよ」と返されてたことを思い出します。

原水禁世界大会開会総会に参加した基調のなかで『「核と戦争のない平和な社会」の構築に向け「核と人類は共存できない」と世界に強く訴えていきます。対極で暴走し続ける安倍政権の「戦争への道」「原発再稼働への道」に私達は闘っていきます。

戦後の日本国憲法が示す、平和と人権尊重と民主主義、これが私達がめざす社会です。戦後最大の憲法の危機に際して私達の原水禁運動の真価が問われています。ヒロシマ、ナガサキ。そしてフクシマを私達の道義的な目覚めの地としなくてはなりません。子ども達の未来のために！』と提案されました。

閉会の挨拶では、30 年前にレーガン・ゴルバチョフで行われた冷戦終結会談、そして、原爆ドームが世界遺産に指定され、今、国連ではあらたな「核禁止条約」の議論が８月５日から始まっている（日本政府は反対し抵抗している！）オバマ大統領はメッセージでは何も具体案は発しませんでしたが「核兵器先制不使用」を検討し、核実験の全面禁止も国連の安保理に提出することも決めたということも報じられている。こうした動きをみたときに長い闘いだが、世論の力で廃絶は可能！世界の未来は世論の力で変えられる！一歩ずつあきらめず継続し、闘い続けることで、必ず道が開けると再確認され、私自身もそうだと決意をあらたにしました。

２日目は、平和公園で子供慰霊祭に参加しました。南は沖縄から北は北海道の子供達が折鶴を献納し、戦争のこと、被爆したことでの苦しみ、悲惨さをひとり一人の子供達が感じたままの自身の思いを読みあげてくれました。子ども達が、発してくれた言葉でズキンときたことは、「私達が、未来を守ります。作ります。」という言葉を聞いて、大人の私達が、この子達に安心して暮らせる、未来に希望が持てる平和な日本を守らなくてはいけないと強く感じました。

８月６日の平和祈念式典で子ども達の誓いの言葉に感銘した半面、安倍総理の表面だけの言葉に怒りを感じました。７１年になり、原爆の悲惨さ、戦争の悲惨さを訴えてこられた方々が高齢になられ、今年慰霊碑に埋葬された方は，303,195 人と発表され、原爆投下された時の広島の人口が約３０万人であったとか…一つの市が、全滅したといっても過言ではないと思います。こんなことがおこなわれたという現実をしっかりと私達は受け止め、忘れてはいけないと思います。そして、「核廃絶」の実現にむけて世界に訴え続け、脱原発もあわせ、闘いつづけなけれ

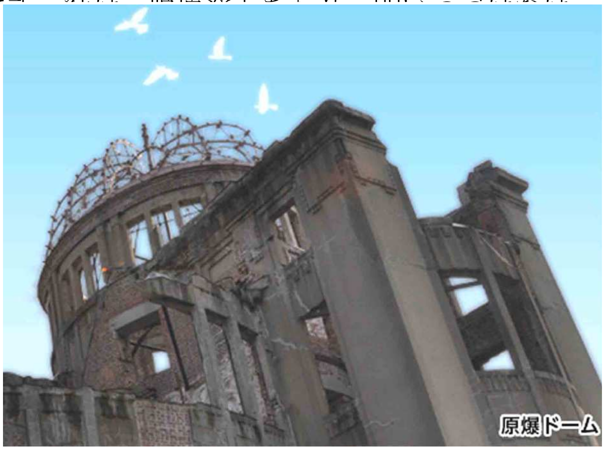
原爆ドーム

使い捨てられる派遣労働者

３月年度末の季節、北区地域ユニオンから支援要請連絡が入りました。

４月１日、西新宿・京王プラザホテル前にある㈱JR 東日本パーソネルサービス社前行動に練馬ユニオンの数名が参加しました。ここから、「派遣切り」との闘いが始まりました。通常、派遣社員の労働者が声を上げるのは希な事です。ここまでに至る経過を北区地域ユニオンからの報告です。

解雇の理由は「能力不足」から「欠勤連絡が 10 分遅れたこと」にすり替わる。

I さんは、この JR 東日本パーソネルサービス（以下 JEPS と略）から派遣され、JR 東日本本社で派遣社員として働いていたが３月末で雇止め解雇されたのです。

解雇の理由は「能力不足」と言われたが、実際は派遣先である JR の社員が充分教えることができず、I さんの能力不足だと責任転嫁されたのです。さらに課長からは「一度で理解できる人材を求めていた」「われわれは派遣社員に仕事を教える義務はない」「人材のミスマッチだ」と言われたそうです。しかし I さんは、教える側・体制にも問題があり、派遣社員に全責任を押し付けるのはおかしい。人材のミスマッチは派遣会社 JEPS の落ち度だと感じ解雇理由がおかしいと反論したところ「欠勤連絡が始業時間を過ぎていたからだ」と理由を変更してきました。欠勤連絡が 10 分遅れたことが解雇の理由だというのです。

何のための就業規則なんだ！

就業規則には「やむを得ず欠勤連絡できない場合は事後速やかに連絡すること」と書かれていました。しかし、会社は「就業規則は関係ない」と言い出し、雇用契約書の「勤務態度により契約更新の有無を判断する」という部分を主張しています。雇用契約書には「勤務態度」の具体的な判断基準が明記されていないにも関わらず会社の都合のいいように解釈し、解雇を正当化しているのです。

JEPS は親会社・JR 東日本の言いなり！

挙句の果てに「契約更新するかしないかは派遣先が決めること」「派遣先が更新しないと決めたのでしない」と実際の人事権限は派遣先の JR にあると断言し言いなりであることを自ら認めました。

２度の団体交渉で会社側は、欠勤連絡の遅れを「無断欠勤」だと言い張り、「能力不足なんて言っていない」などと平気でうそをつく有様です。また「解雇は不当だとは思っていない」「組合の要求には一切応じられない」と拒否回答に固執し組合側が説明を求めても具体的な理由も根拠も示さず、一切の資料提示もなく法律や判例・世間の常識をすべて無視した JEPS 独自のルールを展開するのみでした。

これらの行為は違法な「不誠実団交」で「不当労働行為」だ！

労働組合法第７条で会社は「誠実に団体交渉に応じる義務」があり、決定権のある人が出席したり、合意形成を模索する義務があります。JEPS の団体交渉での態度は明らかに違法で不誠実団交という不当労働行為にあたります。その上会社は３回目から団体交渉を拒否。「解決すべき問題は残っていないので団体交渉をする必要はない」と言いきっています。

I さんは４０歳代の女性で、昨年大阪から単身上京し９月から派遣社員として JR 東日本本社で事務系の仕事をしていました。時給 1,500 円で派遣労働では平均的、社会保険有り、交通費、月 3,000 円まで支給、勤務時間は日勤で７時間 40 分、昼休みは１時間で条件的には悪くはなかったと言っています。

４月１日の JEPS ビル前宣伝行動では、I さんも初めてマイクを握り「何故こんなひどい仕打ちをするんだ、会社を許せない！」と怒りで声を震わせていました。

その後、７月 26 日まで７回の社前抗議行動を行いますが事態は膠着状態が続きました。

練馬ユニオンも、その都度社前集会の取り組み、「対策会議」への参加を要請され積極的に関わってきました。

都労委へ「不当労働行為救済申立」を行う

こうした中、北区地域ユニオンは４月２１日、事態解決へ向けて都労委へ「不当労働行為救済申立」を行いました。

６月１０日、第１回目の都労委調査が行われました。北区ユニオン、練馬ユニオン、葛飾地区等から１５名の補佐人が傍聴に駆けつけました。会社側、弁護士５人と対峙しました。

８月２４日、第２回目都労委調査が行われましたが、大方の予想に反し公益側委員から「和解の方向」が提示され双方がこれを受け入れ、和解案を作成し協議に入ることとなりました。

和解協定書の主な内容は

①JR パーソネルサービスは、雇止めを行った I 組合員と北区地域ユニオンに対して「謝罪」を行う。②JR 東日本パーソネルサービスは、賃金未払い分として００万円を北区地域ユニオンに対して支払う。③JR 東日本パーソネルサービスは、慰謝料として００万円を北区地域ユニオン I 組合員に対して支払う。

そして、10 月４日、第 3 回目の調査が行われることとなっています。

練馬地域ユニオン労働相談から

練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ 3

☆電話相談

派遣元の担当者からキャリアアップの教育訓練の費用を給料から天引きすると言われたが、キャリアアップ案内を見ると無料、有給となっている。担当者に言ってもらちが明かないので課長や社長と面談したが、社長は「管理費として取る」と言ってきた。「管理なら自分たちでやるから天引きは必要ない」と反論したら怒り出した。訓練費用は払う必要があるのでしょうか

☆回答：訓練費用は労働者が負担する必要はない。

労働基準監督署相談見解：賃金からの天引きは賃金未払いに当たります。

◎平成 27 年改正法によって派遣労働者のキャリアアップの促進が図られた。（以下 2015 年派遣法改正より要旨抜粋)

1. キャリアアップ措置

派遣元は雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練や、希望者に対するキャリア・コンサルティングを実施することが義務づけられた（法 30 条の 2）。

（1）キャリアアップ措置

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対して、以下のキャリアアップ措置を講じなければならない。具体的実施は、派遣元責任者の業務とされている。

①段階的かつ体系的な教育訓練

派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように、教育訓練を実施する。

※この教育訓練は、教育訓練計画（いわゆる「キャリアアップ告示」（平成 27 年厚労省告示 391 号）4）に基づいて行われる必要がある。この教育訓練計画は、次の要件を満たす必要がある。（以下はキャリアアップ告示 4 号から抜粋)

（ｉ）教育訓練が全派遣労働者を対象とすること

（ⅱ）教育訓練が有給かつ無償であること

※上記（ⅱ）については、教育訓練の受講時間を、労働基準法上の労働時間と同様のあつかいをすることを原則とし、当該扱いを就業規則または労働契約に規定する必要がある。

（参考資料：第二東京弁護士会　労働問題検討委員会「2015 年派遣法改正と実務対応」）

ろうどう運動のすすめ

樹木の香りで健康に

行楽シーズンがやってきました。紅葉を見にハイキングへ出かけ、そこで出会う樹木の香りに疲れた心身が癒される。そんな経験をした事はないでしょうか。

この樹木の香りには癒しの効果だけでなく、心にも体にも健康に良い効果があると言われています。今回は、この時期にぴったりの健康法を取り上げていきます。

森の中を歩いて癒されるという「森林浴」が一時ブームになりました。この森林浴のリラックス効果は、光合成の時に樹木から放出される揮発性物質「フィトンチッド」の作用で人間の自立神経を安定させるためといわれています。他にも、血圧、心拍数低下等の効果もあり、精神の安定や疲労回復に繋がる香りなのです。

またフィトンチッドは、体に侵入した微生物や、異常な増殖を続けるがん細胞を異物と判断して直接攻撃をする「ナチュラルキラー細胞」を活性化させる効果もあります。がん細胞だけでなく、ウイルス感染細胞や細菌なども攻撃してくれるので、インフルエンザや感染症などを防ぐ効果も期待できるのです。

これらの効果は森林浴をするだけでなく、樹木の香りを嗅ぐだけでも得る事が出来ます。遠方に紅葉を見に行けなくとも、近くの公園や並木道に出掛け、正しい「栄養摂取」や「運動」と同様に「樹木の香り」を健康づくりの一つとして取り入れてみるのもいいかもしれません。

特定非営利活動法人　ヘルスプランニング